

✚ 貨物概要

一部を撚って「しめ縄」様に縄にした「まこも」に紙、紙糸、裏白及びプラスチックの正月飾りを接着し、組み立てたもの。

サイズは全長 56 cm、幅 24 cmで、正月飾りとして玄関等に飾られるもの。

✚ 分類

関税率表第 4602.19 号－2（統計番号 4602.19-999）のその他の植物性材料製の製品

✚ 分類理由

正月に使用する飾付けは、国内分類例規第 95.03 項、95.05 項の「1. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて」(iv)の規定により、第 95.05 項の祝祭用品には分類されません。

二以上の材料（まこも、紙、紙糸、裏白及びプラスチック）から成る物品ですので、関税率表の解釈に関する通則 3(b)が適用されます。材料として占める大きさの割合から、重要な特性を与えている構成材料は、しめ縄様になった飾りの基材部分の「まこも」と認められます。

「まこも」は、第 46 類注 1 に規定される「わら又はいぐさ」に類似するもので、同類における「組物材料」と認められますので、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）